

言語と法

—— 続・フランス革命と近代法の誕生 ——

金山 直樹

- 1 法の統一
- 2 市民の言葉で単純明解に
- 3 言語統一・公教育と法
- 4 真理と新たな社会

フランス民法典においては、言葉と文体が輝いている。そこでは、簡潔で平易な言語、いわば市民の言葉によって法が表されているのである。このことは、革命前の普通法時代の諸法源、たとえばローマ法、王令、慣習法などにおける法文のあり方と比べてみると、歴然としている⁽¹⁾。後代のドイツ民法典が官僚的で重々しい術語の体系として誕生したこととの対比においても、フランス民法典はしばしば賞賛の的とされているところである⁽²⁾。

民法典の文言にこのような特徴を刻印したのは、フランス革命である。フランス革命においては、人間と社会の

〔真理〕が真摯に希求され、その成果が法の形をとって〔市民の言葉〕に結晶した。革命を成し遂げた世界観・法観が、法を表す言語に投影したといってもよい。とすると、逆に、言葉の観点から革命期の法観を眺めることによつて、〔近代法〕なるものが誕生した〔場〕の光景を描くことができるかもしれない。ひいては、近代法の一つのモーメントが浮かび上がってくるかもしれない。ところが、そうした角度からの研究は、従来必ずしも十分なされてこなかったように思われる。その結果、近代法が誕生した情景は忘れ去られてしまっているのではないだろうか。

そこで、このような問題関心から、以下においては、まず、真理を基準にして過去が清算された上で法が「統一」された事態を確認し（1）、次に、統一された法が法典の形式をとって自覚的に「市民を名宛人」として書かれるに至った消息を追跡する（2）。その上で、法に表された真理の普及と市民の養成のため「国語と教育」が深く関わっていたことの意味を考究し（3）、最後に、そこで獲得された成果たる「新たな社会像ないし世界観」の中身を検討してみよう（4）。このような視点から歴史を探訪することによって、フランス民法典、ならびに、それを準備した革命期の法観を大きなコンテクストの中で総体的に捉えるための一つの契機を提供することができれば幸いである。

本稿は、第四七回法制史学会大会に於けるシンポジウム「近代法の再定位——比較法史的試み——」（一九九九年一月二―三日、於・大阪大学）において、筆者が行った報告「フランス革命・民法典と近代法——歴史・資本主義・市民社会——」を元としている。その後、シンポジウムでの議論を踏まえて論文、「フランス民法という世界——革命と近代法の誕生——」にまとめたが、報告集（『近代法の再定位』、創文社、二〇〇一年）には紙幅の関係で、当日の発表では力点を置いた部分を収めることができなかつた。本稿はその未収録の部分、論文全体からみれば前半部分である。

このような事情から、本稿は別稿の存在を予定したものとなっており、大久保教授の退官記念号に掲載させていただくには中途半端なものになってしまったのではないかと恐れている。教授ならびに読者のご海容を乞うほかない。

なお、本稿で用いる主な資料の引用略号（ならびに方法）は、次のとおりである。

《AP》= Archives parlementaires de 1787 à 1860, 1^{re} série (1787 à 1799), Paris, 1867-, [reprint (t. 1-82), Nendeln, 1969].

《Fenet》= P. A. FENET, Recueil complet des travaux préparatoires du Code civil, 15 vols. Paris, 1827, réimp. Osnabrück, 1968.

《資料フランス革命》= 河野健二編・資料フランス革命（一九八九年）……本文では和数字頁のみにて引用する。

1 法の統一

革命家達が、真理の観点から清算すべき悪として念頭に置いていたのは、法の不明確さと相互矛盾であった。ここで想起すべきは、普通法時代においては、権力の多元性と多重性も与かって、裁判が腐敗していたということである。たとえば、ポーマルシェ（一七三二—一九九）の名を一躍有名にしたのは『備忘録』（一七七四—七五）であるが、その内容は、ポーマルシェがその庇護者の相続人と遺産相続をめぐる争った際に買収された判事を弾劾するものだった。また、『体系的百科全書』はすでに法統一の理念を語りつつも、法の統一への障害として、各地方の既得特権、住民の習慣と偏見、そして実際に法が地方によってばらばらである事実の存在をあげている。⁽³⁾

こうした悪弊とその克服を阻んでいた要因がフランス革命で破壊されるに至ることはいうまでもない。このような状況を踏まえると、民法典は過去を清算するための手段だと位置づけられることになる。実際、たとえば共和暦一〇年のある講義によれば、民法典は、「相互に異なり矛盾しているばらばらの法のぞつとする醜悪な複雑さを克

服するための手段であつて、かつ共和国に莫大な利益をもたらすものだ」と説かれている。そして、フランスは何世紀の間、この複雑さに苦しめられてきており、それは民法典の制定までは続くが、この唯一の法典こそは革命のもっとも輝かしい記念碑となる、という。⁽⁴⁾

ここで注目すべきは、法律家に対する評価である。というのは、革命期には、法律家なるものがやり玉に挙げられ、あたかも法の複雑さに寄生しているかのごとくに評されることになるからである。この点、たとえばアカデミーの辞書（一六九四年版）は、「法律家（Gens de loy）」とは、法を解釈することを職業とする人々をいう」と定義し、そうした職業の人々の存在を当然のこととしていた。けれども、「万人に法を」という観念によつてその存在に疑問が投げかけられるに至るのである。

たとえば、バンカルは、一七九二年に『新たな社会秩序』なるパンフレットを作成したが、その中で、司法官と司法制度が国民の立法権をなぎ倒し、専制君主を擁護し、まさに司法権を形作っていたことを批判する。⁽⁵⁾そして、政体法（＝憲法）を解釈することによつて王たちが主権を奪取し、法律を解釈することによつて法律家が法を複雑にしてしまったので、明確で分かりやすい法典を作つて、その解釈は禁じなければならぬという（p. 11）。彼によれば、法典は理性と人間性の上に打ち立てられなければならないと、立法者がこのことを怠ると、市民を自然状態の下でしかありえないような戦争状態に置くことになり、社会契約の原則を破ることになってしまう（p. 17）。バンカルにとつては、「司法は、社会状態（état civil）の真の基礎であつて、一般意志なのである」（p. 18）。このような法観は、彼一人のものではなく、革命期に広く共有されていたものである。⁽⁷⁾

こうした事情からよく説明できるのが、フランス民法典五条である。同条は、「裁判官は担当する事件につき、一般的かつ法規的な方法（par voie de disposition générale et réglementaire）で「判決を」言い渡してはならぬ」と

規定する。これは、法規的判決 (arrêt de règlement) の悪弊を直接念頭においたものだといえるが、ここに——国民主権の考えも与って——司法に対する不信の念が現れていることは疑いない。⁽⁸⁾ ただし、他方で、民法典四条は、「法律の沈黙、不明確性、または不十分を口実に裁判を拒否する裁判官は、裁判拒否の責めがあるとしてこれを訴追することができる」と規定し、いわゆる裁判拒否罪を規定している。したがって、あくまでも裁判官は個別的な事件処理の責任は果たさなければならぬ。要するに、裁判官は事件処理の職責は担いつつも、法創造権能は否定されたのである。

このように司法の発動範囲に関する規律を民法典の中に埋め込むことによって、旧来の法のあり方を一変することが目指された。いわば、民法典は、悪法とそこに巣くっていた司法の弊害という悪の部分に入り込んで、根本的な治癒を施すことを目的として構想・提示されたものなのである。つまるところ、民法典の制定が要望され、また期待されたのは、それが司法制度改革のための最有力の手段だと考えられたからである。その際、ルソーの強烈な影響の下、一般意志や国民主権といったイデオロギーに依拠して、旧制度を叩き潰し、その上に権力の一極集中（国民主権）を達成したところに、フランスの特色がある。

2 市民の言葉で単純明解に

フランス革命前に（普通）法を構成していた多種多様な法源（ローマ法、カノン法、慣習法規定、王令）は、言葉として、非合理的に複雑かつ冗長で、明晰さを欠くものであった。このような法状況にあって、特筆されるべきは、まず、一七九三年七月二三日、カンバセレス〔第一〕草案を一ヶ月内に提出すべきことが可決された際に、カンボ

ンが、民法典草案については、「代訴人の文体で起草した雑然とした文章 (un fatras rédigé en style de procureur) ではなく、憲法のように、単純かつ明晰な法典」たるべきことを要求していることである (le 23 juillet 1793, AP, t. 69, p. 375-6)⁽⁹⁾。また、オリヴィエも、「法典は、若干文字の読めるすべての市民によって容易に理解され、他の市民に伝えることができるよう、十分簡潔でなければならぬ」という⁽¹⁰⁾。要するに、民法典は、旧体制の残滓たる非合理的で複雑な法文の悪弊を根絶すべく、市民に理解できるよう単純明解な文体を採用すべだとされたのである。

実際、革命期から民法典に至るまで、今やどの草案をとっても市民を名宛人として条文が起草されていることが分かる。条文の言語表現の中に、簡潔さと平易さが輝いている。定義を重視しつつも、技術的な用語はなるべく避け、簡明であることが誇りとされている。普通法時代の諸法源とは対照的に、まさに共和国の民法典として理想を市民の言葉で表わそうとしたのである。そこで目指された法の明確化と平易化の目標は、確実に達成されているとあってよい。その点で、革命期の諸草案と一八〇四年の民法典との相違は相対的なものに留まり、共に普通法に対して明白な対照をなしている⁽¹¹⁾。したがって、法技術的意味においてフランス民法典が曖昧さを残しているという批判は一応当たっているにしても、それは市民に向けられた法典としては当然のことだったといえるべきなのである。最終的には裁判官によって補われることが予定されているので (前掲・民法典四条参照)、決して法典自体の欠点だといえるべきではない。

ここで、市民に向けられた文言が印象に残る民法典の条文をいくつか見ておこう。

第五四四条 所有権とは、法律または行政上の規定 (les réglemens) が禁止する使用をしない限り、物を最も絶

対的に享受しかつ処分することのできる権利である。

第八一五条 何人も共有を継続することを強制されることはなく、これに反する禁止や合意があつても、何時でも分割を請求することができる。

第一一三四条 適法に形成された合意は、合意をした者にとって法律に代わる。

第一三八二条 人間は、いかなる行為によつてであれ、過失により他人に損害を生ぜしめると、それを賠償する義務を負う。

第二二六九条 動産に関して、占有は権原に値する。

まさに、こうしたものであれば、「条文は、教育の基本的要素になる。初めて初歩的な観念を修得し始める子供は、それを理解し、かつ容易にその記憶に留めることができる」という理想に適用のものであらう。

市民の言葉で分かりやすく書かれた法典という理想は、公教育制度と不可分に結びついている。たとえば、デュラン・マイヤーヌは、国民公会期に『統一民法典構想』を公にし、法典は公教育と共に「憲法の二つの目」であり、これが欠けると憲法はその歩みが盲目となるようなものであると述べている（A.P. t. 70, p. 663; cf. p. 690）。¹⁵そして、次のようにいう。

市民を教育しなければならぬ。市民一人一人に関わる諸々の法律を明確かつ親しみ易いものにするこゝによって、裁判官に頼る必要さえ無くなるようにしなければならない。そのためには、あまりに「法文が」短いと曖昧さを残すし、またあまりに詳しければ混乱をもたらすので、賢明にその中間を守らねばならない。……法典の主たる目的は全共和国における法の単純化と統一化であり、……残る点は人民ないし選挙人が選ぶ裁判官の英知

に委ねるのである (p. 689-690)。

このように、法文が市民に向けられて平易であるべきだという思想は、教育と堅く結びついている。だからこそ、法典の文体は単純で非技術的な性格を持つべきだというわけである。デュラン・マイヤーヌやカンパセレスの草案、ひいてはフランス民法典の学問的・技術的洗練性が問題とされることがあるが（とくに最後のものに対する後代のサヴィニーによる批判）、それらが何よりも市民に向けて誰にでも分かり易い行為規範を目指したことを忘れてはならない。つまり、各人は、法典を繙けば権利義務が明確となり安心して市民生活を営むことができ、ひいては訴訟を防ぐことのできるようになるはずのものである。そもそも、共和国においては教育を通じて習俗が再生するので、「徳」は自律的自発的に実現され、もはや法に頼らなくてもよいはずであり、仮に法的争いが生じたとしても仲裁や陪審裁判などを通じての解決が容易になるように、法文は何人でも理解できるようにできるだけ簡潔であるべきだというわけである。⁽⁶⁾

3 言語統一・公教育と法

革命期においては、法は、市民一人一人が自分で読んで理解できるよう、言葉が平易であるべきだとされた。だが、そのシステム構築のためには大きな障害が存在していた。それが言語の不統一である。それゆえ、フランス語を国語に高めて、そのことによって法の統一と普及を確実にすることが、革命家達の目標となった。ここに国語のための公教育改革論が登場することになる。実際、上述のカンボンの民法典の平易さに対する注文も、早急に公教

育を改革すべしというルベルティエの提案（前掲注⑮*参照）と同日になされたものである。ここで、改めて、公教育の観点から議論を辿ってみることにしたい。

まず、教育改革一般についてみよう。その当面の意図がこの分野を旧来の教会勢力の手から奪うことにあった点は疑いがない。それは、あたかも、その各ページが王座と教会の偏見、また両者の欺瞞でもって汚れていた「暦」を、より正確かつ均整のとれた計算によって時間が計測される点で合理性があると強調された「共和暦」（一七九三年一月二四日公布）によって払拭しようとしたのと、軌を一にする権力奪取であった。

次に、言語教育ついてはどうか。この問題が公教育の課題として脚光を浴びるに至ったのは、革命期に創設された国民軍において標準語が通じないという状況が問題視されたことに端を発している。また、たとえばバレールによれば、地方の言語（例、ブルトン語、バスク語）の存在が地方における無知蒙昧の温床であつて、それがたとえヴァンデの反乱の源であつたことから、無知を粉砕するために地方にフランス語を普及させることによって、具体的にはフランス語の教師を送り込むことによって、一つの国にいくつもの国があるような状態を解消すべきだといふわけである。^⑯

こうした一般的背景を念頭に置きつつ、法と言語の関係がどう見られたのかをたどってみよう。ここでまず取り上げるのは、グレゴワールの『国語論』である。それは、カン巴塞レス第二草案の提出（一七九四年九月九日）の約三ヶ月前、共和暦二年牧月一六日（一七九四年六月四日）に公にされたものである。その中でグレゴワールは、言語の多様性は封建制と偏見の残滓だとして、真理を共有し、互いの理解を深め、誤解の源を除去するため、統一すべきことを主張する。やや長くなるが、概要、次のように述べているのがとくに注目される。^⑰

フランスがかつて地方に分割されていたのは、相互に異なつた慣習と方言をもつていたからである (AP, t. 91, p. 326)。しかし、今や、共和国は一つでありかつ不可分なのであつて、ここでは自由の言語 (La langue de la liberté) たるフランス語だけが唯一かつ変わることなく用いられる必要がある (p. 319)。国語の知識とその使用が自由の保持と共和制の眞の原理のためには大切であつて、それが人民の利益なのである (p. 319 et 326)。その言語を知らない人々がいるような社会は、言葉を知る者と知らない者とで必然的に違いが生じてしまい、疎外を発生させて社会の幸福を危うくし、また平等を害してしまふだろう (p. 320)。

言葉というのは、社会の絆であつて (Les mots étant les liens de la société)、かつ、我々のすべての知識の受寄者であるから、言語の不完全性は、謬見の一大源泉である (p. 324)。だから、偏見を根こそぎ取り除き、すべての眞理、才能、そして徳を發展させ、すべての市民を国民大衆 (la masse nationale) において融解し、政治的機構を単純化するためには、言語の統一性が必要なのである (p. 322)。それは、度量衡の統一と同じレベルのことなのである (p. 322)。また、人民は法律を理解した上で、それを承認し遵守するべきであるが、それは言葉が不統一だと達成されない。実際、革命当初、デクレの意味ですら、言葉の問題から誤解を受けたくらいなのである (p. 320)。

シカーネの中世スタイルはほぼ消失したが、おそらく民法典が最後の残滓に衝撃を与えることだろう (p. 322)。「もし、あなた方が法律の書かれた言語を知らなければ、いかにして法律を受け入れるかを判断し、愛し、遵守することができるのか。法律を翻訳することを提案してみたところで、それには費用がかかり、政府の動きを遅くすることになるだろうし、しかも方言の多くは言葉が貧困であつて、不正確な翻訳語しか有していない」(p. 326)。「……無知の人民は決して自由ではないだろうし、長く自由であり続けることもないだろう。国語を読み、

書き、話すことは、知識を得るため、最低限必要な要素なのである」(p. 327)。「自由の言語だけが共和主義者の感情 (des sentiments républicains) を表すことができる。この言語だけが、社会関係、家族の私生活、そして人生のすべての場面において、代弁者として役に立つのである」(p. 327)。

また、コンドルセは、およそ次のようなことを言っている。⁽²⁰⁾

国民教育の目的は、すべての人々に、自らの欲望を充足し、幸福を保証し、権利を認識して行使し、義務を理
解して履行するという、そうした手立てを提供することであり、また、市民の間に事実としての平等を確立し、
法によって認められている政治的平等を実質的なものにするところにある（二八五頁）。

以上、要するに、革命期には、とくに法律の実効性との関係で、言語について意識的な議論が展開されているこ
とが分かる。フランス語が自由の言語として「国語」となって普及することこそが、共和国の運命を左右するとし
て重要視されているのである。その発言の前提には、当時、グレゴワールによると、フランス語を知らないフラン
ス人が少なくとも六〇〇万人 (A.P., t. 91, p. 319)、バレールによると、法律も革命も知らないフランス人が六〇万
人 (四八八頁)、存在しているという事実がある。たしかに現在の目から見ると、ここに少数者の言語権の圧殺を
見て取ることは容易だろう。

けれども、ここでさらに考えてみたいのは、国語自体が自由と真理を保障する権力の浸透を担う媒体として重視
されていることの意味である。その点に関して、バレールは、次のように言っている。⁽²¹⁾

教育にかんする諸法は、職人、学者、文学者、法律家、そして公務員になる準備をさせる。だが、教育に関する第一の法は市民になる準備をさることではなければならない。ところで市民であるためには法に従うことが必要である。また法に従うためにはそれを知らなければならない。それゆえ諸君は、市民が立法者の声を聞くことができるようになるよう、基礎的な教育を与えるべきだ（四八六頁）。

共和国の法律は全市民相互間の特別の注意を、さらには法の遵守や公務員の行為にたいする絶えざる監視を前提としている。言語が混乱し、人民の初等教育がないがしろにされ、市民が無知であるような状態で、それが期待できるであろうか（四八八頁）。

バレールが、言語教育を通じて監視が市民レベルで任意に行われるようなシステムを構築すると言っているのは、驚異に値する構想ではないだろうか。国語を通じて、個人のレベルにまで（自由を保障する）権力が浸透する構造が露にされているからである。そこでは、法が行為規範として包括的監視装置化することによって、権力が市民間のミクロの世界に宿るようになることが見通されている。もともと、監視とはいえ、それが自由を保障するのである。だから、再びバレールによれば、「自由な人民の言語は唯一であり、全人民にとって同一であるべきだ」（四八八頁）ということになるのである。

自由な市民の行為規範としての法の機能を重視しているのは、セディエである。彼は、法典における定義の重要性を名宛人たる市民との関係で強調するとともに、「憲法は政府を再生し、良き法律を我々に与えたが、教育が人間を再生し、人間に良き習俗を与えなければならない。実際、政府と人間、法律と習俗、これらはすべてお互いに衝突することなく、共に動かなければならない」と述べている。²²セディエによれば、「法律は万人の手に置かれる

ために作られた道具」であって、「強行規定や複雑な規定によってではなく、むしろ法律が確立する一般的な秩序によって作用すべき」ものである。²³したがって、教育と法律は手に手を取って働くべきなのである。²⁴ここにまで至ると、法律が具体的に何を規定しているかが問題なのではなく、内容はともかく法律が何らかの規定を置いているのだという観念こそが、そしてそのような観念を育てることこそが、決定的に大切だということになる。

4 真理と新たな社会

革命家達が求めたのは、〈真理〉であった。カンバセレスは、「真理は一つであり、かつ不可分である」という(Fenet, 1.1.p.5)。まさに、絶対的な真理を求め、それを言葉に表して法律に書き留めることを革命家達はめざしたのである。それが旧来の伝統社会を否定する際の唯一の判断基準であり、また新たな社会のための確実な礎となるからであった。法が「法典」という形をとることができたのも、その内容が真理であり、究極的には自然法・自然権に基礎づけられていた——少なくともそう信じられていた——からこそだといえよう。²⁵

実際、一七八九年に出版された無署名の『自然法問題』という書は、法律も権利も公的権威に由来するのではなく、すべての法律の基礎、原則、そして権威は、自然法と我々の自然権の中にあるとし、それゆえ一定の子供（非嫡出子）から私権 (*drois civils*) を奪うような法律は法律ではないと明確に言い切っている。²⁶「すべて実定法は自然法の必然の結果であって、様々な法律から成る大全 (*le corps entier*) は自然法それ自体の方程式である。我々の自然権は我々の肉体ではなく、我々の人格、すなわち各人の良心に基礎を置いている。したがって、自然権は増減に親しまない」というわけである。²⁷

民事法の分野で「真理」の全容が明らかになる端緒を開いたのは、いうまでもなくカンバセレスの諸草案である。これは、自然法思想、つまり自然権を守るために政体と法律が作られるという思想を前面に掲げ、「すべての実定法は自然法上の原則に基礎づけられる必要があるので、自然法と実定法の区別はほとんど不可能である」というものである。また、ナポレオン期に至ってもベルナルデイが、「民法は、各人民の置かれた個別状況にに応じて自然法が修正されたものに外ならない」としつつも、「民法は、いわば不変的な規則たる自然法を写し出したものなので、それに従わなくてはならず、それに反することは決して許されないのである」としているのも、同様の法観を示すものといえよう。ここでは、立法論のレベルで自然法と実定法が混然一体となつて捉えられている。

もつとも、カンバセレス草案に関しては、理想に燃えた革命期特有の非現実性に覆われ、あたかも道徳の手引きのごとくであると評されることがないわけではない。⁽⁹¹⁾なるほど、カンバセレス草案は、その序論的報告や各部分の起草趣旨説明にまで全体を通じて「共和国色」が色濃く現れており、いわば全てが政治化した時期の所産にすぎないようにみえる。そして、そこで彼が発見した真理は「意思、再生、共和国、財産分割、自然法、理性、自由、平等、主権」などであつて、まさにルソーが民事法の分野においても生きていたことを感じさせる。⁽⁹²⁾けれども、非現実的だとか、道徳規則のようであるというのは、少なくとも長期的に見れば当たっていない。実際、そこから離婚の自由、相続における平等（含、非嫡出子）、養子、父権の縮小、夫婦財産の管理の平等など、多くはナポレオン民法典において一度は否定された後、二〇〇年以上かけて少しずつ認められてきたような制度がすでに具体化されていたのである。ここに、革命期の自然法思想の（先進性）、少なくとも力強い現状変革的なエネルギーを見ることができよう。この点で、旧来の自然法思想の保守性とは対照的である。というのは、たとえばプーフエンドルフをみても分かるように、旧来の自然法学説は、自然法が理性法として現実に存在しているかのごとき議論を

展開した結果、結局は既存の秩序を正当化する説明に終始し、それを維持する役割しか果たしていなかったからである。革命に近づいた時期のフランスの著作も多くは同様であった。³³ こうしてみてくると、やはりルソーの洗礼を受けた革命期フランスの自然法思想に固有の革新性を認めるべきだろう。³⁴

ただし、革命期法の（進歩性）については、一定の留保が必要である。というのは、カンバセレス草案の内実は、伝統との決別の上だけに成り立っているのではなく、全体としてみると、旧法からも取り入れるべきところは取り入れるという主体的取捨選択が働いているからである。結局、カンバセレス草案といえども、伝統と革新性の共存とバランスの上に構想されたことは否定しえないように思われる。³⁵ もっとも草案によってこのバランスは異なり、第三草案ではすでに革命的理想——たとえば平等理念——の退潮がみられる。だからこそ、後にポルタリスによって敬意が表されるのみならず（Fenet, t. 1, p. 467）、実際、ある程度までナポレオン民法典を導くことになる。

このように、新たな社会の礎として、何に（真理）としての価値を認めるのか、その中身は時と共に変わりうる。平等という理念は、ナポレオン期にはさらに大きく後退を強いられる運命にあった。事実、この時期には、「利益」や「繁栄」といったキーワードが新たな社会の構成原理として大きく前面に出てくることになる。³⁶ ここに、法の理念の推移を読み取るとは容易である（「徳から利益へ」）。たとえば、カンバセレスにとつては、法典や新法は共和国の守護神（le palladium de la république）であるのに対して（Fenet, t. 1, p. 12）、ポルタリスにとつては、良き民事法は習俗の源であり、所有権の守護神（le palladium de la propriété）であり、社会と個人のすべての平和を保障するものなのである（Fenet, t. 1, p. 465）。要するに、民法典にどのような実質的価値を盛り込むかは、仮にそれが（近代法）だといったところで一義的・絶対的に決まるわけではなく、可変的である。一度書かれたテキストをどう読むかは、なおさらそうである。

けれども、真理の希求から生まれた統一法たる法典という〈器〉そのものは、一度誕生すると変わることなく存在し続ける。その *ode* としての知の一覧性とも相まって、人々は、すべからず個人として直接、法典と向き合うこととなる。そこに、*cin* という新たな世界が誕生しているわけである。*Cin* という世界の歴史は、たとえ同じ結末を迎えるにしても、ぜひとも辿ってみなければならぬ。だが、それはまた別の物語としよう。

注

- (1) 金山直樹「法典という近代——権力・構造・言語」法律時報七一巻四号（一九九九年）一三三頁において、具体的にいくつかの法文を比較して、差異を確認しておいたので、参照を乞いたい。
- (2) たとえば、ツヴァイゲルト・ケッツ・比較法概論・原論上（一九七一年、大木雅夫訳・一九七四年）一五六—一五七、二七二—二七三頁参照。なお、同書を引用する、金山直樹「ポティエの法律学」姫路法学三号（一九八九年）一四〇—一四一頁も参照。
- (3) *Encyclopédie méthodique, ou par ordre de matière : Jurisprudence*, 10 vols, Paris, Pancoucke, 1782-91, v° Loi, par Boucher d'Argis (1708-1791), t. 5, 1785, p. 593, rrrrr)での叙述は、革命前の法状況につき、貴重な資料となっている。
- (4) *Notions élémentaires de législation, à l'usage des élèves de l'école centrale de l'Hérault*, Montpellier, an X, p. 87-90. 論者は、その宗教や道徳・習俗との関係も視野に入れて、ルソーやベーコンに依拠しつつ論を展開している。
- (5) *Dictionnaire de l'Académie française*, 1694, éd. cédérom, Champion Electronique, 1998, v° Loy.
- (6) *Henry BANCAL, Du nouvel ordre social*, Paris, 1792, p. 12——以下、本文では頁のみにて引用する。バンカル (Jean Henri Bancal des Issarts, 1750-1826) は、パリ・シャトレの公証人。一七八八年に公証人株を売却して政治家を志すが、パリでは当選を果た

- せず、地方から国民公会に選出。一七九七年に引退。
- (7) Ex. DUPORT, *Principes et plan sur l'établissement de l'ordre judiciaire*, le 29 mars, 1790, AP, t. 12, p. 408 s. デュポール (Adrien Jean François Duport, 1759-1798) は、法服貴族の出身で、パリの高等法院の評定官。改革賛成派で、パリの貴族部会から全国三部会に選出された穏健派。国王逃亡事件の後、パリを脱出し、スイスに亡命し、かの地で死去。なお、法規的判決については、近時新たな研究の展開がみられる（松本英実・国家学会雑誌一一三巻一・二号（二〇〇〇年）一五四頁以下参照）。
- (8) なお、立法府への照会制度 (le référé législatif) については、Yves-Louis HUFTEAU, *Le référé législatif et les pouvoirs du juge dans le silence de la loi*, préface Jean Boulanger, PUF, 1965 参照。
- (9) その提案は、政体法典 (le code des lois politiques) の制定も同時に要求するものであった。なお、カンボン (Pierre Joseph Cambon, 1756-1820) は、モンペリエ出身で、一七九一年、エロー県から立法議会に選出。その後、国民公会にも選出され、国王の処刑に賛成。大公安委員会にも参加したが、テルミドールでは反ロベスピエールの立場。
- (10) OLIVIER, *Essai sur l'art de la législation, suivi d'un plan abrégé de rédaction d'un code civil*, Carpentras et Paris, an VIII, 1800, p. 60 ; *Observations sur le projet de Code civil présenté par la commission nommée par le gouvernement, le 4 thermidor, an 8, adressées au Ministre de la Justice, en floréal an 9, p. 5*——共和暦八年委員会による民法典草案はまだ不十分だとして批判するもの。オリヴィエ (Gabriel-Jean de Dieu d'Olivier, 1753-1823) は、当初アヴィニオン大学の教授であったが、革命勃発後、かの地が教王の支配下に留まることを請願するため国民議会に赴くが容れられず、テルミドール下で逮捕。テルミドール後に釈放され、一八〇〇年以降はニーム控訴裁判所裁判官などを務めた。革命後は、自然と理性への回帰を唱えつつも、旧来の宗教色を伴ったような道徳を重視し、また国民主権に反対して王政維持の立場に立つなど、新旧の思想が交錯している人物といえる。
- (11) この点については、時効制度に即して検討したことがある（金山直樹・時効理論展開の軌跡——民法学における伝統と変革——（一九九四年）二九五頁以下、第二章「フランス民法典制定と時効理論——フランス革命から民法典制定に至る立法論の

展開——」参照)。

- (12) たとえば、ツヴァイゲルト・ケッツ・前掲注(2)引用書一五五—一五六、二七二—二七三頁。
- (13) J. P. MAFFIOLI, *Principes de droit naturel appliqués à l'ordre social*, 2 vols, Paris, an XII, 1803, t. I, p. 140-141, マフィオリ (Jean-Pierre Maffioli, 1752-1833) は、公法学者。ナンシーの高等法院の弁護士を経て、テールの中、フランスを脱出し、後に帰国。王政復古後にはナンシーの裁判所裁判官に指名される。本書は革命の原理、ことに人民主権に反対するものである。
- (14) デュラン・マイヤヌ (Pierre Toussant Durand-Mailane, 1729-1814) は、カノン法のスペシャリスト。エックスで弁護士をした後、第三部会から立憲議会のメンバー(ここでは聖職者民事基本法制定者の一人であり、また有力な婚姻世俗化論者でもあった)を経て国民公会の平原派議員。テルミドールの反動に加担し成功を収めた後、高齢ながらも国民公会で最も影響力のある人物となる。元老議会議員。共和暦五年(実)月一八日(一七九七年九月四日)のクーデタの後、敵との通謀容疑で逮捕。しかし程無く放免され、裁判官として引退生活を過ごす。ここで検討する『統一民法典構想』(Plan de Code civil et uniforme pour toute la République française, Convention nationale, 1793)は、起草趣旨説明と共に、立法委員会の命により印刷に付されたものである(分冊の形をとっていたため今日では完全な版を見いだすのは困難であるが、A.P. t. 70, p. 662 s. — ならびにこれを解題付添いで再録する Naoki KANAYAMA, *Suppléments à Fenet, ou mieux comprendre le Code civil français de 1804(D)*, Himel International Forum of Law and Politics, n. 1, 1993, p. 128 s. — に収められている)。以下、AP から引用する。
- なお、デュラン・マイヤヌの公教育に関する意見は、松島鈞・フランス革命期における公教育制度の成立過程(一九六八年、復刻・一九八四年)八一頁以下に紹介されている。ちなみに、この時期には、公教育に関する様々な草案や意見書が提出されており、民法典もこうしたコンテキストの中で教育的意味を担おうとしていた点は、見逃してはならない。
- (15) ここでデュラン・マイヤヌは、「国民公会は三つの記念碑を立てる義務を歴史に対して負っている。それは、憲法、民法典、そして公教育である」という教育に関するルペルティエの提案 (Félix LEBELLETIER [DE SAINT-FARGEAU], *Plan d'éducation*

nationale de Michel Lep[le]tier, présenté aux Jacobins [1793], p. 2 : AP, t. 68, p. 661 s., présenté et lu par Robespierre, le 13 juillet 1793) を引用してゐる (AP, t. 70, p. 690)。

このルベルティエの草案は、旧来のシステムの悪習によって人類が墮落しているのを、それを完全に再生させていわば新人民 (un nouveau peuple) を作り出すための初等教育論であり、幼い時から寄宿舎に入れて共和国の徳を身につけさせるならば、強く、勤勉で、規律正しい新たな人種 (une race renouvelée, forte, laborieuse, réglée, disciplinée) が生まれてくるという (人間改造論) である (AP, t. 68, p. 661s)。その教育論の革命性と評価については、松島・一二三頁以下、松浦義弘「フランス革命と〈習俗〉——ジャコバン独裁期における公教育論議の展開と国民祭典——」史学雑誌九二編四号 (一九八三年) 参照。

* ルベルティエ (Louis Michel Le Peitier de Saint-Fargeau, 1760-1793) は、パリの高等法院の院長の息子として生まれ、シャトレ裁判所の弁護士。三部会には貴族として選出され、一七九〇年、シエースを継いで立法議会議長。国民公会の議長も、ルイ一六世の死刑に賛成するも、暗殺。

(16) 法の文体と市民生活や陪審裁判などとの関係については、ごく簡単だが、金山・前掲注(11)引用書四〇五―四〇六頁注(5)参照。

(17) ファーブル・デグランティヌ (Philippe Nazaire François Fabre d'Egrantine, 1750-1794——革命暦の名付け親)、同年一〇月二五日、資料フランス革命・四六一頁。

(18) バレール「フランス語教育について」(一七九四年一月二七日) 資料フランス革命・四八一頁以下。バレール (Bertrand Barère de Vieuzac, 1755-1841) は、タルブ出身の弁護士。革命の当初から第三身分の代表として活躍。ルイ十六世の裁判では議長を務め、死刑に賛成。一七九三―九四年には大公安委員会に参加したが、テルミドールの反動を生き延び、ナポレオンの側について。百日天下でもナポレオンについたため、一八三〇年までベルギーに亡命。

(19) GREGOIRE, Rapport sur la nécessité d'établir l'uniformité dans la langue française, prairial 16, an II (4 juin 1794), AP, t. 91, p. 318 s.——

以下、本文においては、頁数のみにて引用する。これはすでに部分的だが訳出されている（「フランス語の同一性を確立する必要性について」資料フランス革命・四九一頁以下）。グレゴワール（Henri Baptiste Grégoire, 1750-1831）は、司祭で、全国三部会にはナンシーから聖職者身分の代表となったが、憲法制定議会議長にまで選出された傑出した人物。聖職者世俗基本法の起草に貢献しつつも、非キリスト教化運動には反対した。

- (20) コンドルセ「公教育について」（一七九二年四月二〇—二二日）資料フランス革命・二八五頁以下。コンドルセ（Marie Jean Antoine Nicolas Caritat Condorcet, 1743-1794）は、数学者で、一七六九年には科学アカデミー、一七八二年にはアカデミー・フランセーズにそれぞれ選出。社会と経済の根本的な改革を提案する論文をいくつも公にした。バステイユの占拠後、パリ市の執行部に選出。国王のバレンヌ逃亡の後、共和国の樹立を要求し、立法議会に選出される。そこで公教育を提案。国民公会にも選出されたが、国王の処刑には反対した。一七九三年三月二四日、ジロンド派の失脚のため逮捕されるおそれがあったので潜行を試みるも、一七九四年六月二四日に逮捕され、二日後に謎の死を遂げる。潜行中の著作が『人間精神進歩の歴史的素描』である（一七九五年刊行）。

(21) バレール「フランス語教育について」（一七九四年一月二七日）資料フランス革命・四八一頁以下。

- (22) SÉDILLEZ, De l'unité en politique et en législation, Paris, an X, 1802, p. 29 et 61. セティエ（Mathurin-Louis-Etienne Sédillez, 1745-1820）は元々弁護士。立法議会議員で、王党派の疑いがかけられ捕えられるが、テルミドル九日の反動で自由を回復し、元老議会（Conseil des Anciens）議員、護民院（Tribunal）議員。当初はナポレオン法典に反対であったが後に転向。共和暦二二年にはナポレオン法学校の視学官。

(23) L. E. SÉDILLEZ, Opinion sur quelques bases organiques de la justice de paix. Séance du 14 frimaire an IX, p. 3.

(24) L. M. SÉDILLEZ, Lettre au comité de l'instruction publique, le 25 mars 1792, an IV, p. 3.

(25) 「法典の観念は、人間の奥底に潜む願望を反映している。すなわち、法の知において絶対を求めたいという願望である」Jacques

- VANDERLINDEN, *Le concept de code en Europe occidentale du XIII^e au XIX^e siècle*, Bruxelles, 1967, p. 239-240)。
- (26) Questions de droit naturel, public et politique, extraites d'un manuscrit, et relatives au temps présent, s. l., 1789, p. 66-68.
- (27) *Ibid.*, p. 22.
- (28) CAMBACÉRÈS, Rapport et projet de décret sur le plan général de la classification des lois, le 15 juillet 1794, le 24 messidor an II, Annexe, p. 11.
- (29) *Ibid.*, p. 3; AP, t. 93 (一部収録), p. 187.
- (30) J. E. BERNARDI, *Institution au droit français civil et criminel; ou tableau raisonné de l'état actuel de la jurisprudence française*, 2^e éd., Paris, an VIII, p. xii-xiii. ヌルナルド (Joseph Elzéar Dominique Bernardi, 1751-1824) は「革命前は「官職保有者 (officier du roi)」。革命に反発し、一七九三年には逮捕されたが、連邦主義者の反乱によって助けられ、国外に逃亡。テルシドール後に帰国。一八一八年に引退。
- (31) Ex. A. ESMEN, L'originalité du Code civil, in: *Le Code civil 1804-1904, Livre du centenaire*, 2 vols, Paris, 1904, t. 1, p. 9-10.
- (32) Cf. AP, t. 70, p. 551-583; 634-717. ☆☆☆ ノの部分ヲ Fenet 所収部分を添うトシテ Naoki KANAYAMA, *Suppléments à Fenet, ou mieux comprendre le Code civil français de 1804(I)*, Himeji International Forum of Law and Politics, n. 1, 1993, p. 85 s. に解題付きて収められたる) ; Fenet, t. 1, p. 1 s., 99 s., et 140 s. テュラン・トマイヤヌは「当然の如くは見え、憲法に関してもロンー主義者であった (DURAND-MAILLANE, *Examen critique du projet de constitution, le 17 avril 1793*, AP, t. 62, p. 374 s., spéc. p. 377)。」
- (33) 自然法に関する革命前の著作をみると、たゞ見えは ROUSSEAU, *La loi naturelle*, 2 vols, Paris, 1769 は (著者はカトリック司祭)「なるほど」人類の権利は神聖である。人間はそれを享受し、また守るために創造されている」(p. vi) が、「法律は正当な権威によって確立された規範である」(p. vi) として、フィロゾーフの平等観を批判し (p. 54)「つまるところ、現実の才能も富もまた置かれた立場も異なるので人間の間に平等を設けることは不可能だと断じている (p. 56 s.)。フィジオクラット風の功利主

義的自然法論を展開するものもあり (Le droit naturel, Paris, 1765)、またメルランの『レペルトワール』には、革命後の第五版にも長文の「自然法」の項目が旧来のまま掲載されているが (Répertoire de universel et raisonne de jurisprudence, 5^e éd., Paris, 1827, v. Droit naturel, t. 5, p. 421 s., par Garron de Coulon)、いずれもその中身は現状追認的な点で五十歩百歩である。

(34) 福田歓一・近代政治原理成立史序説 (一九七一年) 一七一一―一七二二、一七六、一八二―一八三、二〇二頁、ジャン・ルイ・ルセルクル・ルソーの世界あるいは近代の誕生 (一九七三年、小林浩訳・一九九三年) 一九五―二〇七頁参照。

(35) この点に関して、一九世紀の民法学者・ヴァレットは、政治的事情からもたらされた個別的な革新部分 (人および財産の扱いにおける平等、ならびに、宗教権力と世俗権力の分離など) を除けば、革命の前・中・後を通じて民法は一貫していることを強調し (民事法の抗社会変革性)、カンバセレスが「すべてを変え、すべてを再生する」と述べているときもこれを相対化して捉えるべきだと主張していることに留意すべきであろう。ヴァレットによれば、カンバセレスの序論的報告は、旧制度に對してなお不信を持つ国民公会に向って、その実、数世紀にわたる伝統であるところのものを「新法」として正式に認めさせるための議会戦術の側面があり、そのため新たな立法の中にある保守性を革命的外見の衣で覆っているに過ぎないのである (A. VALETTE, De la durée persistante de l'ensemble du droit civil français pendant et depuis la Révolution de 1789, in: Mélanges de droit, de jurisprudence et de législation, 2 vols, Paris, 1880, t. 1, p. 467 s.)。

(36) この大きな変化の背景に実は一貫した世界観があることを強調するのが、マルタン説である。それは、革命期とナポレオン期を問わず、ホップスの・唯名論的・感覚論的・イデオログの唯物論的・科学万能主義的な哲学に支配しており、これがとくに恐怖政治の経験から悲観的人間観と結び付いて、利己主義の勝利をもたらしたことを強調するものである。その見解は、Xavier MARTIN, L'insensibilité des rédacteurs du Code civil à l'altruisme, Revue historique de droit français et étranger, 1982, p. 589 s. 以来一連の論文で展開されているが (比較的最近のものとして) 'Nature humaine et Révolution française: Du siècle des lumières au Code Napoléon, DMM, 1994)、その主旨は来日した際の講演「自由・平等・博愛——フランス革命神話の再検討——」(姫路法学八号

（金山直樹訳、一九九一年）、「ナポレオン法典の神話」名城法学四〇巻一号（野上博義訳、一九九〇年）においてよくまとめられている。さらに、これらの講演の原文に修正を加えたものも含めて、Himeji International Forum of Law and Politics, n. 1, 1993 には、同氏の注目すべき論文が三本収録されている。